

令和8年度仕様書（参考）

1 事業目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に援助することを目的とする。

2 事業内容

（1）下記に示す内容とする。

※「地域包括支援センター運営方針」並びに一般財団法人長寿社会開発センター「地域包括支援センター運営マニュアル」を読み込み、理解したうえ業務に当たること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）

※介護予防ケアマネジメントC事業で委託する業務は除く。

（ア）介護予防ケアマネジメントの実施

- a アセスメントの実施
- b 介護予防ケアプランの作成
- c 事業関係者との調整の実施
- d モニタリングと評価の実施

（イ）関係機関との連携

イ 法第115条の45第2項第1号に規定する事業（総合相談支援事業）

（ア）高齢者に係る地域ネットワーク構築業務

- a 地域の社会資源の把握やニーズの把握
- b 地域におけるネットワーク構築（民生委員の定期的な会議への参加等）
- c 地域住民への啓発活動

（イ）地域の高齢者の実態把握業務

（ウ）総合相談業務

- a 適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる体制
- b 初期相談及び継続的・専門的な相談支援

（エ）初期相談及び継続的・専門的な相談支援

ウ 法第115条の45第2項第2号に規定する事業（権利擁護事業）

（ア）成年後見制度及び権利擁護事業の活用

（イ）高齢者虐待への対応

（ウ）困難事例への対応

（エ）消費者被害の防止

エ 法第115条の45第2項第3号に規定する事業（包括的・継続的マネジメント支援事業）

（ア）包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

（イ）介護支援専門員への個別支援

オ 法第115条の45第2項第4号に規定する事業（在宅医療・介護連携推進事業）

カ 法第115条の45第2項第5号に規定する事業（生活支援体制整備事業）

キ 法第115条の45第2項第6号に規定する事業（認知症総合支援事業）

ク 法第115条の48第1項、第2項に規定する事業（地域ケア会議推進事業）

ケ その他高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助、支援を包括的に行うため、市長が適当と認める事業

コ 市と連携して行う業務

地域包括ケアシステムの構築・維持向上を目的とした各種調査業務

（2）指定介護予防支援事業所の指定を受けた事業所については、当該事業の実施に当たって厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）を遵守するものとする。

（3）地域包括支援センターは、休日・夜間等における24時間対応ができる緊急連絡先の明示を行い、連絡体制を整えるものとする。

（4）地域包括支援センター職員は、市が計画する研修会に参加するものとする。

3 職員配置

（1）センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ）。

ただし、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合は、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとする。

① 保健師に準ずる者について

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。

② 社会福祉士に準ずる者について

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

③ 主任介護支援専門員に準ずる者について

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリ

ーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

(2) 配置職員数

職種		第一号被保険者数 3,000人未満
専門職種	主任介護支援専門員等	1.5人
	社会福祉士等	※社会福祉士等・主任介護支援専門員等を合わせて常勤換算1.5人以上
	保健師等	常勤専従1人
機能強化職員 (上記専門職種もしくは介護支援専門員)		常勤換算1人
備考		全3.5人配置

※令和8年3月1日の高齢者人口に基づく。

4 担当地域

圏域名	町名・地区名	包括名称
南部	東別院・西別院・曾我部	南部地域包括支援センター

5 提出書類

本契約に関する提出書類及び提出時期については、下記のとおりとする。

提出書類	提出時期
活動計画書	5月初旬
業務予算書	6月末
上半期活動報告書	10月末
活動報告書	委託期間終了時(3月31日)
業務決算書	委託期間終了時(3月31日)
総合相談表(※1)	翌月15日
活動実績報告書(※2)	翌月15日
高齢者生活状況調査に係る書類(※3)	調査期間の毎月末
地域ケア推進会議に関する報告書	会議開催後1箇月以内

※1・2 電子データによる提出

※3 10月1日から2月末日までの期間で、市が指定する対象者への聞き取り調査を1箇月当たり1件程度行う。

留意点

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、介護保険法その他の法律、政省令や通知等の趣旨を理解し、適切に対応すること。
- (2) 本委託業務を実施するために、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置すること。
- (3) 本委託業務の実施並びにセンターの設置及び運営に当たっては、亀岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づき設置された亀岡市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の議決を経ることを要すること。
- (4) 協議会が定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するために、毎年度ごとに、事業計画書及び収支計画書、前年度の事業報告書及び収支決算書、その他運営協議会が必要と認める書類等を提出すること。
- (5) 地域住民の利便性を確保し、本委託業務を効果的、効率的に実施するために、自ら2事業内容（2）に規定する、総合相談・支援を行う相談窓口を設置すること。
- (6) 毎月の地域包括支援センター業務の進捗状況について、総合相談表・活動実績報告書にて報告し、地域包括支援センター毎に進捗管理を徹底すること。
- (7) 苦情申し立て及び事故発生への対応、報告を適切に行うこと。
- (8) 感染症や自然災害が発生した場合は、別添に定める「地域包括支援センターにおける業務継続計画（BCP）」に基づき、対応を行うこと。
- (9) 欠員等が生じた場合は、速やかに届け出るとともに、必要に応じて別添に定める「亀岡市地域包括支援センター専門職種及び機能強化職員の欠員等に伴う委託料減額について」に基づき、契約書第20条の協議を行うこと。
- (10) その他必要に応じ、市が必要とする情報及び書類の提出を行うこと。